

2/16(金)
~3/15(金)

税の申告はお早めに

確定申告・町県民税の申告

所得税と復興特別所得税の確定申告

「所得税と復興特別所得税」の確定申告と納税は、2月16日(金)から3月15日(金)までです。ただし、税の還付を受ける申告書は、2月15日(木)以前でも直接税務署へ提出することができます。

▶ 岐阜南税務署の確定申告会場

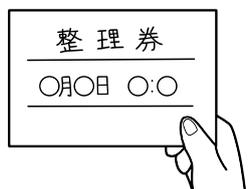
■ 申告できる税金

- ・ 所得税と復興特別所得税
- ・ 個人事業者の消費税と地方消費税
- ・ 贈与税

■ 確定申告会場

会場	マーサ21 4階マーサホール(岐阜市正木中1丁目2番1号)
開設期間	2月16日(金)~3月15日(金) ※土日・祝日は開設していませんが、2月25日(日)に限り開設します。
開設時間	9:00~17:00
その他	開設期間中、岐阜南税務署では申告書の作成指導は行いません。

会場への入場には、時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。



- ・ 「入場整理券」は当日会場で配付しますが、当日分の配付が終了した場合など、後日の来場をお願いすることがあります。
- ・ 国税庁のLINE公式アカウントから「入場整理券」の事前発行が可能です。(電話による事前発行はできません。)



▲ 国税庁LINE

うちの子「結婚」しないのかしら?

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。
まずはお気軽に仲人にご相談ください

結婚相談所ムスバル ☎ 058-214-6390

ごみの処理は(株)野々村商店に!!
株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

岐阜市則松2丁目157番地
TEL 058-239-9921

産業廃棄物収集運搬処理業

瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030

国税庁のホームページから確定申告書が提出できます

申告書作成には、大変便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
入力方法などは動画をチェック!



▲確定申告書等作成コーナー ▲申告の方法(動画)

申告方法

- ①電子申告(e-Taxで送信)
 - ・マイナンバーカードを使って送信(ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを使用)
 - ・岐阜南税務署で発行されるID・パスワードで送信
 - ※ID・パスワードは、申告するご本人が岐阜南税務署(受付時間:8:30~17:00/土日・祝日を除く)へ運転免許証などの本人確認書類を持参し、取得してください。
- ②作成した申告書を印刷して郵送

【送付先】〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号
名古屋国税局業務センター 三の丸分室 宛

【電話相談センターの利用案内】

岐阜南税務署(☎271-7111)に電話し、自動音声案内により該当番号を選択してください。
(受付時間:8:30~17:00/土日・祝日を除く)

【税務相談チャットボットの利用案内】

申告書の作成でお困りのときは、国税庁ホームページの「税務相談チャットボット」にご相談ください。質問を入力すると、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。(24時間利用可能)



▲税務相談チャットボット



税理士などによる無料税務相談

会場・予約	開設期間	開設時間	その他
【要予約】 名古屋税理士会 岐阜南支部 (岐阜市東鷺1丁目3番地の2 岐阜県石油会館2階) 予約 ☎274-0658	2月1日(木)~28日(水)の 毎週月・水・金曜日 ※祝日を除く	13:00~16:00	税理士が税務相談に応じます。
【完全予約制(先着順)】 笠松町商工会 (笠松町春日町15番地の1) 予約方法 ・商工会LINE ・商工会ホームページ ・FAX387-6840  ▲LINE  ▲ホームページ ※電話では受付していません。 ※商工会非会員の方は有料(1万円)です。	3月4日(月)~13日(水) ※土日を除く <消費税のみ> 3月25日(月)	10:30~16:00 ※12:00~13:00 を除く	次の確定申告は受付できません。 ・年金所得 ・譲渡所得 ・贈与税 ・相続税 ・前年分所得金額(専従者控除前または青色特別控除前)が400万円を超える方

▶ 町の申告会場

■申告できる税金（令和5年分）

- ・ 所得税
- ・ 町県民税

※次の申告は役場では受付できませんので、税務署会場（8ページ参照）にて申告してください。

- ・ 一時所得
- ・ 配当所得
- ・ 譲渡所得（土地建物、株式、先物取引など）
- ・ 準確定申告（亡くなられた方の申告）
- ・ 住宅ローン控除（適用の初年分のみ）
- ・ 繰越損失の申告
- ・ 雑損控除
- ・ 青色申告
- ・ 令和4年分以前の申告

※次の申告はご自身で事前に書類作成をお願いします。

- ・ 事業所得、不動産所得、農業所得を申告する方の「収支内訳書」
- ・ 医療費控除を申告する方の「医療費控除の明細書」
- ・ 医療費控除の特例の申告をする方の「セルフメディケーション税制の明細書」



▲各種様式手引き

■申告会場

申告会場	役場3階第2会議室 特設会場			
開設期間	2月16日(金)～3月15日(金) ※土日・祝日を除く			
受付時間	①9:00～9:30	④10:30～11:00	⑦13:00～13:30	⑩14:30～15:00
	②9:30～10:00	⑤11:00～11:30	⑧13:30～14:00	⑪15:00～15:30
	③10:00～10:30	⑥11:30～12:00	⑨14:00～14:30	⑫15:30～16:00

■町の申告会場は事前予約制です

希望する相談日・時間帯で事前に予約し、会場にお越しください。
予約がない場合、後日の来場をお願いすることもありますのでご注意ください。



ネット予約 〈24時間対応〉	電話予約 〈8:30～17:15／土日・祝日を除く〉 (最終日の3月15日は15:00まで)
受付	
3月13日(水)まで ※希望日の2日前まで受付可能です。 希望日の前日と当日は電話で予約してください。	3月15日(金)まで ※予約状況によってご希望の日時で受付できない場合がありますのでご了承ください。



ネット予約の方法

①町ホームページの予約フォームにアクセス



▲予約フォーム

②次の予約内容を順番に入力
(ア)ご希望の受付日時
(イ)申告する収入の種類
(ウ)申告する方の氏名、住所、生年月日、
電話番号、メールアドレス
※申告者と来場者が異なる場合は、来場者の氏名なども入力

③連絡事項や当日の持ち物を確認し、最後に表示される予約番号「KASA-000000000 (数字8桁)」を控える

メールアドレスを入力した方には、申し込み完了メールが届く
(迷惑メールと判断されているなどメールが受信できない場合もあります)

予約の変更・キャンセル

役場税務課 ☎388-1112

※ネット予約の方はキャンセルのみ、申し込み完了メールに記載のURLからも手続きができます。

FAX予約

FAX番号 388-2027

※電話が困難な方(聴覚や言語障がいがある方など)でネット環境がない方に限ります。

予約の変更・キャンセル/FAX予約の受付時間

8:30~17:15(土日・祝日を除く)



電話予約の方法

①役場税務課(☎388-1112)に電話
→「申告の予約をしたい」旨を伝える

②予約担当者に次の予約内容を伝える
(ア)ご希望の受付日時
(イ)申告する収入の種類
(ウ)予約者(電話をかけているご本人)の氏名・住所・電話番号
(エ)来場者(当日会場にお越しになる方)の氏名・住所・電話番号
(オ)申告者(申告する方)の氏名・住所

③お伝えする予約番号「KASA-000000000 (数字8桁)」を控える

予約番号は会場で確認しますので、必ずメモや予約内容の印刷をしてください。



10年保証 総合建設業
安藤建設株式会社
☎058-388-0077 お気軽にお問い合わせください。
☎058-387-1515

住宅性能保証制度 登録店

予 株式会社三田防災
消 防 災 〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2
犯 TEL 058-388-0607
☎ 0120-119-073
消防設備・防災用品・防犯設備

申告の準備はお早めに



■申告に必要な主な書類など

主な所得の計算に必要な書類	給与、公的年金など	・源泉徴収票（原本）
	事業所得、不動産所得、農業所得など	・収支内訳書 ※あらかじめ作成してご提出ください。
主な控除の計算に必要な書類	社会保険料控除	・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料などの支払額の証明書や領収書
	生命保険料控除 地震保険料控除 (旧長期損害保険料控除)	・保険会社発行の保険料控除証明書
	医療費控除	・医療費控除の明細書 ・医療保険者から交付を受けた医療費通知書 (令和5年中の領収印がある医療費の領収書、生命保険などで補てんされた金額が分かる書類) ※あらかじめ合計額を計算してください。
	医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	・セルフメディケーション税制の明細書 (令和5年中の特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費がわかる書類、健康診断結果など健康の保持増進や疾病予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類、生命保険などで補てんされた金額がわかる書類) ※あらかじめ合計額を計算してください。
障害者控除	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・健康介護課へ申請し発行された障害者控除対象者認定証 (令和5年12月31日現在65歳以上で要介護認定を受け、町要領の規定に該当する方)	
その他の持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・申告者の本人確認ができるもの(マイナンバーカードなど) ・国税庁が発行した16桁の利用者識別番号がわかるもの(メモでも可) ・扶養親族がいる方…その方のマイナンバーのわかるもの ・所得税の還付を受ける方…申告者名義の金融機関口座番号のわかるもの 	

■マイナンバーと本人確認書類が必要です

申告書を記載する時…申告者本人とその扶養親族のマイナンバー(12桁)の記載が必要です。
申告書を提出する時…申告者本人の確認書類(①番号確認と②身元確認)の提示または写しの添付が必要です。

	①番号確認に必要なもの	②身元確認に必要なもの
マイナンバーカードがある方	マイナンバーカード	
マイナンバーカードがない方	次のいずれか1つ ・通知カード ・住民票(マイナンバーの記載があるもの)の写し	次のいずれか1つ ・運転免許証 ・パスポート ・公的医療保険の被保険者証 ・身体障害者手帳 など

関税務課 ☎388-1112